

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和5年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
東近江市	水道事業	—	

実施状況

抜本的な改革の取組							
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			現行の経営体制を継続
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	
					●		

抜本的な改革の取組状況

取組事項	民間活用(包括的民間委託)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">実施済</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施予定</td> <td></td> </tr> </table>	実施済	●	実施予定		<p style="text-align: center;">(取組の概要)</p> <p style="font-size: small;">水道課が所管している水道料金、下水道使用料及び農村下水道使用料の検針業務及び徴収業務を包括委託している。検針業務については、広い給水区域を短期間で効率的に検針し、また、検針の値の読み間違いなどのトラブルを少なくする必要がある。徴収業務については、公金や水道使用者の個人情報を取り扱うため、細心の注意を払う必要がある。包括委託することにより、検針員の長期雇用や水道料金滞納者へのきめ細やかな対応が可能となっている。</p>	<p style="text-align: center;">((実施済のみ)性能発注内容)</p> <p style="font-size: small;">検針業務(毎月検針)、水道料金等の徴収及び滞納整理業務、開閉栓に関する業務、上記業務に付帯する業務</p>	<p style="text-align: center;">(実施(予定)時期)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	平成			25	10	1	年	月	日
実施済	●															
実施予定																
平成																
25	10	1														
年	月	日														
	<p style="text-align: center;">(取組の効果額)</p> <p style="text-align: center;">百万円(年)</p>	<p style="text-align: center;">(取組の効果額内訳)</p> <p style="text-align: center;">効果額未算定</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	検討中		<p style="text-align: center;">(取組の概要)</p>	<p style="text-align: center;">(検討状況・課題)</p>												
検討中																

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和5年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
東近江市	下水道事業	公共下水道	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立行 政法人への 移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
							●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

経営改革の一環として、平成28年に経営戦略を策定し、平成29年度には地方公営企業法を適用した企業会計に移行するなど取組を展開しているところであり、抜本的な体制及び手法の見直しをするには時期尚早と考えるため。

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和5年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
東近江市	下水道事業	特定環境保全公共下水道	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立行 政法人への 移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
			●				

抜本的な改革の取組状況

取組事項	(下水道事業)広域化等					
実施済	●	●	●	●	●	●
実施予定	●					
検討中	●					

	(実施類型) 汚水処理施設の 統廃合 ●	(取組の概要) 農業集落排水の統合	(実施(予定)時期) 令和 28 3 31 年 月 日
	処理場廃止あり ● 処理場廃止なし		
	公共下水・流域下水 の統合	公共下水同士 の統合	集落排水・公共下水と の統合 ●
	汚泥処理の 共同化	維持管理・事務 の共同化	最適な汚水処理施設 の選択(最適化)
	(取組の効果額) 百万円(年)	(取組の効果額内訳)	
	(取組の概要)	(検討状況・課題)	

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和5年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
東近江市	下水道事業	農業集落排水施設	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立行 政法人への 移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
			●				

抜本的な改革の取組状況

取組事項	(下水道事業)広域化等				
実施済		(実施類型) 汚水処理施設の 統廃合 ●		(取組の概要) 公共下水道接続に伴う農業集落排水 処理施設の廃止。	(実施(予定)時期) 令和 28 年 3 月 31 日
		処理場廃止あり ●	処理場廃止なし		
		公共下水・流域下水 の統合	公共下水同士 の統合	集落排水・公共下水と の統合 ●	特環下水と公共下水 との統合 その他
実施予定		汚泥処理の 共同化	維持管理・事務 の共同化	最適な汚水処理施設 の選択(最適化)	
		(取組の効果額) 360 百万円(年)		(取組の効果額内訳) ①人件費 年▲45百万円 ②維持管理費 年▲142百万円 ③委託費 年▲173百万円 計 年▲360百万円	
検討中	→	(取組の概要)		(検討状況・課題)	

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和5年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
東近江市	市場事業		

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続 ●
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立行 政法人への 移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

令和2年3月に東近江市八日市公設地方卸売市場経営戦略(計画期間10年)を策定した。市場を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、今後も安心安全な生鮮食品等の円滑な流通拠点としての役割を担い、将来にわたり東近江地域の食を支え、市民が集まり、にぎわいのある身近な総合市場を目指し、運営力の安定性、信頼性及び継続性がある公設公営による体制を維持することとしている。

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和5年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
東近江市	病院事業	—	東近江市立能登川病院

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	
				●			

抜本的な改革の取組状況

取組事項	民間活用(指定管理者制度)																		
実施済	●	(取組の概要) 慢性的に不足していた常勤医師は指定管理者制度導入前の平成26年度は6名であったが、導入した平成27年度には22名増員、年々医師数は増加し令和4年度は22名体制で診療を行っています。また、医療スタッフの確保だけでなく、政策的医療として救急及び小児医療の充実を掲げ、さらには、令和元年度から眼科診療、令和3年度から整形外科診療を充実し、指定管理者の関連病院間で医師派遣を行う等、診療の充実やレベルアップを図るとともに、市民が安心して良質な医療が受けられる病院となるよう努めています。	(方式) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">代行制</th> <th style="text-align: center;">利用料金制</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </table>		代行制	利用料金制		●	(実施(予定)時期) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>		平成			27	4	1	年	月	日
代行制	利用料金制																		
	●																		
平成																			
27	4	1																	
年	月	日																	
実施予定		(取組の効果額) 百万円(年)	(取組の効果額内訳) 効果額未算定																
検討中		(取組の概要)	(検討状況・課題)																